

令和2年(2020年)12月18日
訂正令和2年(2020年)12月28日

食品衛生法の一部改正について動画配信を開始(情報提供用資料)

=厚生労働省ホームページに、食品衛生法の一部改正に関する説明会を動画配信。
12/21(月)から=

■令和3年6月から食品衛生法の一部改正により、新たな営業許可・届出制度が始まり、原則すべての食品等事業者の皆様がHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理に取り組む必要があります。

■長野県でも食品等事業者の皆様へのご支援として、保健所ごとに毎月、法改正説明会を行っておりますが、このたび、厚生労働省では、ホームページに法改正説明会の動画配信(YouTube)を12/21(月)から始めます。

■「HACCPって何にすればいいんだろう?」「法改正?うちの事業所は何か手続きが必要?」といった疑問を解消するため、是非、一度、法改正説明会にご参加またはご視聴ください。

●長野県の説明会日程等(是非、ご参加ください!!参加受付に余裕があります。HACCPの準備もバッチリ!)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/h30shokueihoukaisei/houkaiseisetsumeikai.html>

●厚労省の法改正動画配信(12/21(月)午前10時から。いつでも、視聴できます。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/in

訂正(12/28に訂正しました。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index_00003.html

●食品衛生法の一部改正により、大きく制度が変わります。(長野県ホームページ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/h30shokueihoukaisei.html>

■以下、厚生労働省報道発表資料抜粋

厚生労働省は、『食品衛生法の一部を改正する法律』に基づく政省令等に関する説明会の動画を、12月21日(月)にYouTubeを通じて配信します。

今年の3月に開催を予定していたこの説明会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期していましたが、このたび、YouTubeを通じたオンライン説明会として実施する運びとなったものです。

なお、オンライン説明会の配信以降、12月25日（金）までの間、電子メールにて皆さまからのご質問を受け付けます。いただいたご質問は、後日、主な回答について、厚生労働省のウェブページに掲載します。詳細は、下記の「開催概要」をご参照ください。

■開催概要

(1) 動画配信開始日時

12月21日（月）10:00

(2) 説明会の動画、資料などの掲載場所

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index_00003.html

(3) 質問受け付け期間

12月21日（月）10:00 から 12月25日（金）17:00 まで

(4) 質問送信用メールアドレス

setumeikai2020@mhlw.go.jp

※メールには①お名前、②勤務先・所属団体名など、③ご質問を記載ください。

■ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。

■すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html> をご覧ください。